

更生保護 あおもり

【第91号】

発行日 令和3年6月
 発行者 更生保護法人 青森県更生保護協会
 青森県保護司会連合会
 青森市長島1-3-25 電話 017(776)6419
<https://www.ao-kousei.com>



ホームページ
青森県更生保護
ネットワーク



鱒ヶ沢町 山田野地区「菜の花畑」

「あじがさわ菜の花サポーター」が植えています。観光客も多く訪れ春の風物詩となっています。菜の花は、連作障害回避のため同じ場所に作付けできないので、毎年、違った景色が楽しめます。
 【写真提供/県西ブロック・五所川原地区保護司会】



『人と繋がる』

青森県更生保護協会

理事長 川嶋 勝美

元プロ野球選手の清原和博さんは2016年に社会のルールから逸脱し(覚醒剤取締法違反)で懲役2年6ヶ月執行猶予4年…有罪判決。逮捕されて以来4年の間ずっと暗いトンネルの中にいるようだった。執行猶予が明けるのが怖い。自分が変わったという実感が無いから…

薬物という泥沼にドブプリ浸かっていた。その快感、欲求が消えないので、怖い。心と体のコンディションを整えるのに必死だった。本当の地獄は保釈されてからだった。ただただ怖かった。刑や、保護観察が明けた人達は、解き放たれた翌日から、社会生活でいろいろな不安や悩みを抱えながら生きていることだろう…とも言っている。

今は【薬物依存】でなく、【人に依存】することを覚えて人生観が変わった。悩みを人と共有したり、誰かのために生きたり、正しい知識を持ち、人と繋がっていくことが大事…と述懐している。清原さんは今5年生。更生しながら自分を救ってくれた人達への恩返しを考えているようだ。

私は膵臓ガンステージIVという【がんの王様】を体験した、がんサバイバー15年生。親が産んでくれた自分の身体を無鉄砲に酷使し、体に大きな悪さをし癌に罹患した。生活ルール違反で余命7ヶ月の死刑宣告が下されたが、なんとか執行猶予を

勝ち取り、病院から自宅へと身柄は解放された。だがヨレヨレの状態だが医師も看護師もいない。いざという時助けてくれる人がいない。不安、焦り、恐怖が募った。それでも医療関係者や周りの人達の助けを借りながらなんとか更生でき、今も仕事をしている。抗がん剤治療5年、経過観察5年。10年で癌という刑から解放された。病院という矯正施設、医師による保護観察を体験した我が身を振り返ると周りの人達が、社会の中での心の居場所、身体の居場所をつくってくれたコトが有り難かった。清原さんの気持ちはよくわかり同感である。

コロナ禍の今

- ①身体の状態は良好か？
- ②精神の状態は良好か？
- ③社会生活は良好か？

WHOは身体、精神、社会生活の3つの面で全て良好を【健康】と言っている。

社会ルールや生活ルールに違反した人は、社会生活、精神的、身体的に自分ではどうにもできない『不良』を経験し、『不健康』を体験していたと思う。この『不良』解消の特効薬は孤独、孤立からの解放のため、人と繋がることも大事。

罪を犯した人も、病気になった人も【人と繋がること】で救われると強く思う。

更生保護の大きな柱として

- ①罪を犯した人を甦らせ、社会の中で立ち直させる。(更生)
- ②2度と罪を犯させない。(再犯防止)

そんなことを想いながら、青森県更生保護協会の役職員一同頑張ります。



〈ブロック便り〉



〈弘南ブロック〉

(弘前地区からの報告)



弘前地区のサポセンが移転

サポートセンターが移転しました。

弘前地区のサポートセンターは、平成27年2月から市内元寺町の弘前市元寺町分庁舎2階に設置され、更生保護活動の拠点として活用されてきました。

しかし、同庁舎の老朽化に伴い耐震性に問題があることなどから、移転先を探すこととなりました。会長はじめ関係者が幾度も会議を重ねた結果、市内宮園の弘前市社会福祉センター内に移転することが決まりました。本年3月末、旧センターから移転し、4月から新しい場所で活動を開始しました。従来通り、保護司の事務処理、情報交換、企画調整会議等の打ち合わせに活用されています。

市内中心部からはやや遠くなりましたが、福祉センター内の施設も充実しており、新たな活動が展開されることと思います。コロナ禍で騒然とした社会の中で、変わらず更生保護の役割を果たす拠点となることが期待されています。

〈県西ブロック〉

(五所川原地区からの報告)

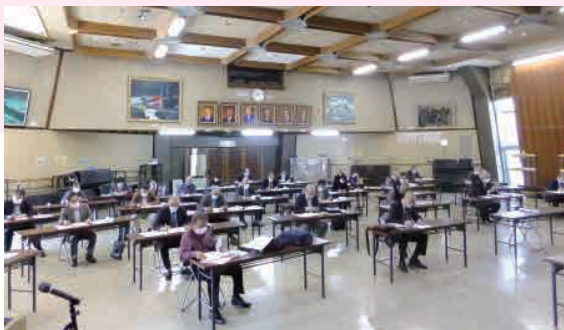


「発達障害の理解と対応について」研修

令和2年度は新型コロナウイルス感染症をめぐり主要な行事等が中止や延期になるなど思うような活動が出来なかった一年でした。そのような中において、令和2年7月29日地区自主研修として、青森県五所川原児童相談所齊藤雅一氏を講師にお迎えし、「発達障害の理解と対応について」と題して、五所川原中央公民館で行われました。「発達障害とは？・対応の基本・発達障害の種類」など7項目に及ぶ内容でした。また、第2回保護司地域別定例研修も同年8月28日に中泊町役場で行われ、「福祉的支援を必要とする対象者の処遇について」の研修をすることが出来ました。双方ともに福祉に関わる内容となり、深く学ぶ良い機会となったと思います。

〈県央ブロック〉

(野辺地地区からの報告)



2年ぶり第1期定例研修・総会が開催

5月18日、野辺地町中央公民館において第1期地域別定例研修と野辺地地区定例総会が開催されました。

会場が昨年2期・3期研修と同じだったこともあり、会員協力のもとコロナ対策もしっかり・スムーズに準備が進められました。体験談を交えての田上観察官「コロナ禍における保護司活動等」の研修では、今こそ保護司活動に工夫が必要なこと等々改めて気づくことができました。その後、昨年書面協議だった総会(会員29名出席)は企画調整課長・小野句様(所長代理)のご挨拶からスタート。2年ぶりの総会は議長・築田(成)会長のもと十分な議案審議がなされ役員改選まで進み終了。会則改正に当たっては様々な意見が出されました。このことも総会開催の大きな意義ではなかったかと感じました。

〈県南ブロック〉

(上十三地区からの報告)



保護司確保運動の展開について

一向に収まる気配のない、コロナ感染症は当地区の、保護司会の活動にも予想以上の影響を及ぼしております。そんな中、昨年11月9日、青森保護観察所長及び課長、地区役員による、「保護司確保」の取り組みのお願いに十和田市長を訪問しました。保護司のなり手が年々減少傾向にあることを改善するためにも、十和田市長他関係者に説明をし、保護司の確保に協力を要請しました。

その様子が東奥日報に大きく報道され、その反響でしようか新聞を読んだ方から、保護司についての問い合わせがあり、数名の中から1名の保護司を確保出来ました。この試みが他地区保護司会にも広まることを期待したいものです。



改正少年法の 成立に寄せて

青森少年鑑別所
所長 菊地 功

改正少年法が去る5月21日に参議院本議会で可決、成立し、令和4年4月1日から施行されます。今回の法改正は、非行・犯罪のあった18歳・19歳について、民法上の権利義務・参政権については成人同様でありつつも、成長途上で可塑性に富む存在とみなし、「特定少年」として少年法の枠組みにおいて、犯情（犯した罪の重さ、悪質さ、責任の程度等）の軽重を踏まえつつ、改善更生に向けた取組を進めようとするものです。

更生保護や少年矯正への影響としては、特定少年に係る保護処分は犯情の軽重の範囲で行うとされ、個々の問題性や課題よりも非行についての評価に軸足を置いた処分選択がなされていくであろうことが挙げられます。例えば、法定刑が罰金以下の罪を犯した特定少年には6か月間の保護観察以外の保護処分は選択できないなど、軽微な非行に至った特定少年に対する手当は薄くなることが想定されるところです。

ところで、近年、少年矯正の現場で出会うのは、年齢を問わず、恵まれない家庭環境、虐待、いじめ、発達障害等の精神疾患など、深刻な「生きにくさ」の中で、もがき苦しみ非行に至った少年ばかりです。彼らの抱える問題や課題は大きく、立ち直りには、彼らに寄り添い、共に歩み続けることが必要となることが多いでしょう。しかし、問題が大きいからと言って重大な非行に及ぶわけではなく、軽微な非行にとどまることも少なくありません。そのとき特定少年は、保護処分の対象となりにくく、なったとしても短い処遇期間しか与えられません。彼らの立ち直りに向けて、どのように寄り添っていくか。これは更生保護と少年矯正に携わる我々が共通して向き合うべき新たな課題です。

ここからは全くの私見ですが、特定少年については、保護処分で完結させるのではなく、地域における福祉、医療、民間協力者の支援につなげていくことが特に重要になると考えます。そのとき、地域に根差した取組を長年積み重ねてきた保護司の皆様の人間力とネットワークは大きな原動力となります。地域とつながり、地域につなげていくため、引き続きの御活躍と御協力をお願いいたします。また、少年鑑別所も地域社会の一員として、皆様と共に再犯防止を推進してまいりますので、より一層の御支援と御指導をお願いいたします。

オンライン
講演会より

「親と子の愛着形成 ～ 愛着障害がこころと行動に与える影響～」

主催/更生保護法人日本更生保護協会 日程/令和3年6月3日(木) 14時00分～16時00分 講師/白百合女子大学副学長 宮本信也氏

被虐待体験のある人が犯罪を犯すのは

- ◎自分がやられた事への仕返しという単純なことではないことが多い
- ◎自分がいること、生きていくことの価値が感じられない
- ◎そのときをいかに「生き延びるか」だけで成長してきている
- ◎自分がどのような気持ちなのか、自分が何をしたいのか、自分の将来はどうなるのか、などを考えないし、考えることもできない
- ◎そのことが土台にあり、そのときそのときだけの感情で(刹那的に)行動している

愛着問題を考慮することの重要性

- ◎子ども虐待と反社会的行動・犯罪の間には密接な関連性がある
- ◎触法行為を行う少年においては、被虐待体験が少なくないことが知られている
- ◎保護観察の対象となる人、特に、少年においては、虐待があったかもしれないという視点に配慮して考えることで、相手の言動を理解しやすくなることもある
- ◎そうした理解のためには、愛着の問題、特に、虐待が、子どもの感情、認知、行動にどのような影響を与えるかについて、一定の知識を持つことが有用と思われる

〈詳しくは〉



1,320円(税込)

お近くの書店またはインターネット上の各書店サイトにてお買い求めください。

長年の小児科外来を通して子どもたちとその家族にかかわってきた宮本先生が、その豊富な経験を踏まえて愛着障害について解説をしています。子どもが成長・発達していく過程で、親との愛着の形成がうまくいかない、子どものこころにさまざまな影響を与えることとなります。

愛着障害とは何か
親子のこころの
つながりから考える
宮本 信也 著

第70回“社会を明るくする運動”作文コンテスト表彰式

主催 社会を明るくする運動 青森県推進委員会

期日／令和3年1月8日(金) 会場／県観光物産館アスパム(青森市)にて

第70回“社会を明るくする運動”作文コンテストの表彰式が行われ、県健康福祉部・楠美次長(知事代理)のほか、更生保護関係団体の代表が出席されました。

全国連合小学校長会会長賞には、弘前市立松原小学校6年・平野里桜さん、りんご賞(社会を明るくする運動青森県推進委員長・青森県知事賞)には、つがる市立稲垣小学校6年・佐々木麻緒さんが選ばれました。

作文コンテストは平成5年(1993)から始まり今回で28回目となり、県内では小・中学校合わせて581点の応募がありました。

青森県更生保護協会では、入賞作品集「ひまわり」を作成し、応募校や保護司会を始めとした関係団体に配付しています。



更生保護関係機関・団体の代表と受彰者

令和3年 第71回社会を明るくする運動ポスター



テーマ「#生きづらさを、生きていく。」

更生保護に携わる人にとって、立ち直ろうとしている人たちの“生きづらさ”に触れる場面は、決して少なくありません。立ち直ろうとしている人たちの葛藤を目にするとき、社会がどんなに発展しても、立ち直ろうとしている人たちが抱える生きづらさそのものがなくなることはないのかもしれない、そう思うことがあります。

しかし、生きづらさは消えないけれども、立ち直ろうとしている人たちが、更生保護に携わる多くの方々に支えられながら前に進んでいく、という長い間続いてきた営みがあります。

この営みは、特に、コロナ禍という時代にあっては、立ち直ろうとしている人たちに限らない、誰もが自然と求める営みなのではないか、難しいときだからこそ、誰もが乗り越えることのできない生きづらさを抱えながら、そして、だからこそ人に頼り、支えてもらいながら、「生きづらさを、生きていく」ことが大切なのではないだろうか、そのような思いでテーマにしました。

青森県再犯防止推進計画(案)の概要

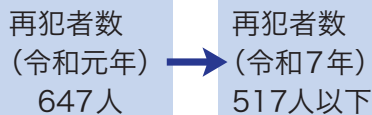
青森県のホームページより抜粋

1 計画の性格、位置づけ

- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条1項規定に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、本県の実情に応じた施策を推進するための地方再犯防止推進計画
- 再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、県民が犯罪による被害にあうことを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す
- 計画の対象者：犯罪をした者等のうち、支援が必要な者
- 計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

2 目標

- 本県の再犯者数を計画終了年度までに20%以上減少



3 推進体制

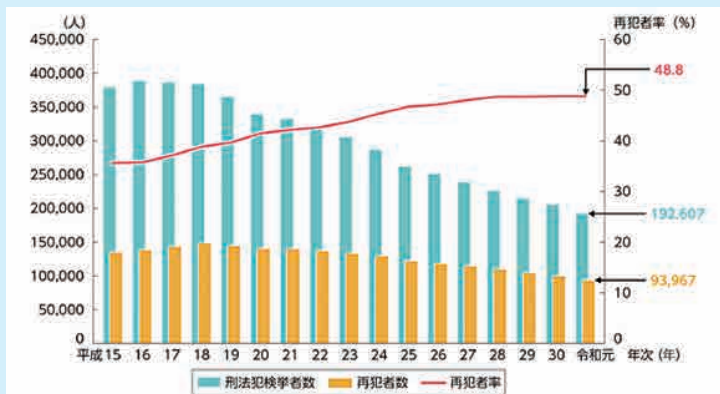
- 青森県再犯防止推進委員会により施策の進捗管理を行い、関係団体等の意見を踏まえながら施策の方向性を検討

この計画(案)に関する意見募集は終了しています。
令和3年5月21日(金)まで

4 今後取り組んでいく施策

- (1) 国・民間団体等との連携による支援体制の整備
 - ・ 県と国の関係機関、民間関係団体等で構成する会議の開催 など
- (2) 就労の確保
 - ・ 県の建設工事競争入札参加資格審査での加点措置 など
- (3) 住居の確保
 - ・ 公営住宅への受け入れ など
- (4) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - ① 高齢者又は障害者等への支援
 - ・ 地域生活定着支援センターの運営
 - ② 薬物依存症者への支援
 - ・ 関係機関や青森県薬物乱用防止指導員との連携強化 など
- (5) 非行防止活動及び学校等と連携した修学支援
 - ・ 修学に問題を抱えた少年に対する学習支援 など
- (6) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
 - ・ 民間協力者団体が実施する啓発活動への支援 など

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



刑法犯検挙者中の再犯者数は、2007年(平成19年)以降、毎年減少しており、2019年(令和元年)は9万3,967人であった。一方、再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあり、2019年は、調査の開始(1972年(昭和47年))以降過去最高となった前年と同じく48.8%であった。

法務省「令和2年版再犯防止推進白書」より抜粋

保護司のアンケート調査結果について

青森保護観察所

調査の対象 青森県内保護司 548 人 有効回収数 458 人 (回収率 83.6%)
調査期間 令和2年12月17日~同3年1月12日

概要の一部を紹介

◎保護司について

- (1) 保護司の負担 (ない: 236 人・ある: 222 人)
ある⇒ ・研修会議が多い
・定例研修に参加できない
・報告書の作成が面倒

◎保護司適任者の確保について

- (1) 「緊急対策本部」の設置
・知っていた 108 人 ・知らなかった 178 人
- (2) 保護司の適任者・推薦可能者 います: 155 人

◎コロナ禍での不安

- ・対象者との面接 171 人・研修会議 170 人

◎保護司地域別定例研修

- (1) 参加しやすい曜日時間・火曜~木曜・13時~15時
- (2) 参加しにくい曜日時間: 土日・午前中, 17時~21時
- (3) 補講への希望: 希望 124 人・希望しない 316 人

◎面接場所の希望

- ・自宅 150 人 ・サポセン 128 人
- ・対象者宅 74 人

◎保護観察対象者等との面接

- (1) 自宅での面接負担:
はい 190 人・いいえ 250 人
- (2) 対象者宅での面接負担:
はい 64 人・いいえ 370 人

◎保護司の複数担当制度

- 経験者 69 人:
良かった 55 人・悪かった 10 人
- 未経験者 389 人:
良いと思う 201 人・良いと思わない 121 人

◎ICT (情報通信技術)

パソコン・スマホなどの活用

- 利用度: 利用 402 人 利用していない 23 人
- 保護司活動への ICT 導入
興味: ある 256 人 ・ない 40 人
活用: したい 233 人 ・しない 67 人
負担軽減: ・なる 244 人
・ならない 53 人 (難しそう 35 人)

【保護司専用のホームページについて】

令和3年度に試験運用後、年度内に全国展開の予定です。

専用HP画面のイメージ
※実際の仕様とは異なります

簡単!!
使いやすい!!

保護司

報告書の作成
及び提出

スマートフォン
やパソコン

資料や動画の
閲覧
保護観察所等
からの連絡の
受信

保護司は
パスワードで

クラウドサーバー
(万全なセキュリティー)

保護観察所

保護司から
お送られてきた
報告書の
ダウンロード

資料や動画の
アップロード
保護司への連絡
など

Point!

- 自身のスマホや PC 等を使って、対象者情報の入力や管理、送信等を行うことができます。
- 使用するスマホや PC にデータを保存しないので、紛失しても送信ミスがあっても個人情報外部に漏れる事はありません。
- データは、セキュリティーが十分に確保されたクラウドサーバーに保存されます。

思っていたこともない一年



青森県保護司会連合会
会長 天内 修

昨年から、新型コロナウイルス感染が発生拡大し、いまだ終息が見えない状況である。私も更生保護関係者は、“社会を明るくする運動”をはじめ更生保護の広報活動を毎年多くの市民に対し行ってきたが、昨年は三密を避けるため全くできない状況にあり、また、各地区保護司会では会議等会合もできず年間の事業活動もほとんどままならず、のようでした。それでも、インターネットに疎いながらも通信機器を駆使し、何度か会議をひらき少しでも事業を前に進めようと、1年と数か月やってまいりました。

顧みますと、インターネットの活用、通信機器の操作、すばやい情報の共有と交換、目まぐるしい変化になかなかついていけませんでした。人と人とのつながりを大事にし、直接面談することが相手との理解を深める・・・このようなことをいつも行ってきました。しかし、事務局を介しハガキや手紙のような文書での連絡や報告、電話をするも相手が見つからず何度も電話をかける、等々、また、会議をするため県内一円から集まっていた時間や費用、人との直接の面談も大事ですが、多くのムダもあったように思います。今後は、東北地方保護司連盟の力もお借りし、情報のデジタル化を県保連と各地区保護司会で進めていかなければと考えています。基本は人と人とのつながり・おもしろい・を大事にしなければと思いますが・・・

さて、話題は変わり本年6月下旬には、「青森県再犯防止推進計画」が策定されることとなっています。4年程前から、「再犯防止推進計画」策定に向けた打合せ会等を何度も開き、昨年度においては青森県が青森県再犯防止推進委員会を2度開催し、本年4月下旬から1ヵ月間、県民等に対するパブリックコメントの公募を経て策定となるようです。今後は、青森市、弘前市、八戸市への働きかけを早期に行い、県内40市町村すべてに「再犯防止推進計画」が策定されるよう働きかけていきたいと思っておりますので、各地区保護司会の皆様にも是非ともお力添えをお願いいたします。

いまだコロナ禍の終息が見えませんが、皆様には日々ご健勝で過ごされご活躍することを願っています。

【県保連・R3年度役員紹介】

| 役職名 | 氏名 | 地区名 |
|------|-------|--------------|
| 会長 | 天内 修 | 青森 |
| 副会長 | 成田 豊 | 県央(むつ北) |
| 副会長 | 上田 祥悦 | 県南(八戸) |
| 副会長 | 鳴海 勝文 | 弘南(南黒) |
| 副会長 | 古川 芳市 | 県西(五所川原) |
| 副会長 | 菊池 つる | 女性理事から選出(河南) |
| 常務理事 | 樋口 修三 | 青森 |

| | | |
|----|--------|----------------|
| 理事 | 天内 修 | 青森 |
| 理事 | 森山 忠雄 | 弘前 |
| 理事 | 上田 祥悦 | 八戸 |
| 理事 | 鳴海 勝文 | 南黒 |
| 理事 | 岸 修 | 河南 |
| 理事 | 古川 芳市 | 五所川原 |
| 理事 | 七戸 賢逸 | つがる |
| 理事 | 安田 悠宏 | 鱒ヶ沢 |
| 理事 | 山村 正彦 | 上十三 |
| 理事 | 吉原 有三 | 野辺地 |
| 理事 | 成田 豊 | むつ下北 |
| 理事 | 土佐 そう子 | 女性理事県央推薦(むつ下北) |
| 理事 | 田中 正子 | 女性理事県南推薦(八戸) |
| 理事 | 菊池 つる | 女性理事弘南推薦(河南) |
| 理事 | 對馬 順子 | 女性理事県西推薦(つがる) |
| 理事 | 樋口 修三 | 青森 |

| | | |
|----|--------|---------|
| 監事 | 對馬 充 | 県央(青森) |
| 監事 | 三浦 勝美 | 県南(八戸) |
| 監事 | 田澤 昭次郎 | 弘南(弘前) |
| 監事 | 石岡 幸男 | 県西(鱒ヶ沢) |

(更) 全国保護司連盟評議員 天内 修
 東北地方保護司連盟副会長 天内 修
 東北地方保護司連盟理事 上田 祥悦
 東北地方保護司連盟理事 樋口 修三
 東北地方保護司連盟監事 山村 正彦

青森保護観察所緊急連絡先 (2021年度)

保護司人事関係・災害報告関係
(企画調整課長・小野 旬ひとし)
080-5562-6430

保護観察事件関係
(統括保護観察官・佐藤 省吾)
090-5594-7125

更生緊急保護事件・更生保護施設関係
(統括保護観察官・宮木 岳)
090-4049-0014

※所管課長・統括が不在の場合には、他の幹部職員にご連絡をお願いします。
 ※震度5弱以上の地震発生時には、該当市町村を所管する保護司会等の団体から、当庁または企画調整課長まで、被害の有無について一報願います。
 (TEL 017-776-6419)

次の方々から浄財が寄せられました。
厚く御礼申し上げます。(敬称略)

(更)青森県更生保護協会 寄附者御芳名

〈令和2年11月1日～令和3年5月31日〉

- 〈100万円〉 珍 田 眞 (令和2年7月)
- 〈50万円〉 協同組合タッケン
- 〈5万円〉 黒 瀧 信 行・三 浦 順 子
宮 崎 春 子
- 〈1万円〉 日専連青森女性部会
天 内 修

(更)青森県更生保護協会 会員御芳名

〈令和2年11月1日～令和3年5月31日〉

- 【普通会員】 青森県内保護司 552名
- 【賛助会員】 〈1万円〉 株式会社 アクション

(更)あすなろ 寄附者御芳名

〈令和2年11月1日～令和3年5月31日〉

- 〈100万円〉 ドラゴンキューブ株式会社
- 〈10万円〉 青森地区保護司会
堀 越 敏 雄
八戸地区保護司会
- 〈9万円〉 鈴 木 ひろみ
- 〈5万2千円〉 特定非営利活動法人青森県就労支援事業者機構
- 〈4万円〉 八戸地区更生保護女性会
- 〈3万円〉 黒 瀧 信 行
- 〈2万円〉 柿 崎 美 恵・小 野 知 行
- 〈1万円〉 吉 田 絹 恵
三戸地区更生保護女性会
- 〈5千円〉 春嶺俳句会

随時ご寄附を承っております

ホームページをご覧ください。<http://www.ao-kousei.com>

お問い合わせ
 更生保護法人 青森県更生保護協会 TEL 017-776-6419
 更生保護施設 プラザあすなろ TEL 017-734-6211

| | 地区名 | 定数 | 現員数 | 欠員数 | 充足率 |
|--------------------------|------|-----|-----|-----|--------|
| 県内保護司現員数 (令和3年3月1日現在) | 青 森 | 132 | 121 | 11 | 91.7% |
| | 弘 前 | 78 | 76 | 2 | 97.4% |
| | 八 戸 | 124 | 96 | 28 | 77.4% |
| | 南 黒 | 29 | 28 | 1 | 96.6% |
| | 河 南 | 25 | 22 | 3 | 88.0% |
| | 五所川原 | 61 | 58 | 3 | 95.1% |
| | つがる | 22 | 21 | 1 | 95.5% |
| | 鱒ヶ沢 | 20 | 20 | 0 | 100.0% |
| | 上十三 | 52 | 40 | 12 | 76.9% |
| | 野辺地 | 43 | 36 | 7 | 83.7% |
| | むつ下北 | 44 | 40 | 4 | 90.9% |
| | 総合計 | 630 | 558 | 72 | 88.6% |

**令和3年 春の叙勲・褒章
おめでとうございます (敬称略)**

叙勲 【瑞宝双光章】

上 野 吉 春 (八戸・保護司) 更生保護功労

褒章 【藍綬褒章】

小 山 三千雄 (弘前・保護司) 更生保護功績
 田 中 淳 一 (むつ下北・保護司) 消防功績

○退任保護司 長い間ありがとうございました

(令和2年12月31日付け) 池 田 治 樹 (弘 前)
 (令和3年2月28日付け)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 石 田 繁 義 (青 森) | 渋谷 勲 (青 森) |
| 銭 谷 忠 雄 (青 森) | 高 久 由 里 子 (弘 前) |
| 福 士 良 子 (八 戸) | 川 代 貴 博 (八 戸) |
| 川 浪 秀 一 (八 戸) | 今 井 俊 彦 (河 南) |
| 齊 藤 恵 美 子 (五所川原) | 佐 藤 常 義 (五所川原) |
| 堀 内 悠 久 (鱒ヶ沢) | 石 田 美 津 子 (上十三) |
| 山 崎 誠 一 (上十三) | 木 明 昭 一 郎 (野辺地) |
| 岩 泉 盛 利 (むつ下北) | |

(令和3年3月31日付け)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 秋 山 由 美 子 (青 森) | 中 田 博 子 (弘 前) |
| 前 田 洋 子 (八 戸) | |



2月28日付け退任保護司の法務大臣感謝状伝達式
 令和3年2月26日 青森保護観察所3階会議室にて

○新任保護司 今後の御活躍を期待します

(令和3年3月1日付け)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 白 坂 早 苗 (青 森) | 三 上 正 子 (青 森) |
| 白 岩 貢 (青 森) | 檜 尾 郁 子 (青 森) |
| 石 川 恭 裕 (青 森) | 野 土 谷 泰 大 (青 森) |
| 柳 谷 隆 男 (青 森) | 下 山 泰 尚 (青 森) |
| 小 倉 和 明 (弘 前) | 金 崎 文 行 (弘 前) |
| 中 谷 恵 (弘 前) | 平 田 法 男 (八 戸) |
| 西久保 雅 庸 (八 戸) | 葛 西 裕 美 (南 黒) |
| 渡 邊 寿 (河 南) | 石 岡 和 人 (五所川原) |
| 笹 山 和 信 (五所川原) | 津 島 弘 美 (五所川原) |
| 帯 川 圭 太 (つがる) | 北 舘 祐 子 (上十三) |
| 澤 奈 保 子 (上十三) | 田 中 幸 雄 (野辺地) |
| 間 山 英 伸 (むつ下北) | 小 向 英 徳 (むつ下北) |

● 敬 弔 ここに生前の御功績を偲び
 謹んで哀悼の意を表します
 古 川 鉄 美 (河 南) 令和3年5月10日御逝去

保護司の皆様へ

住所、連絡先、職業等変更になった場合は、必ず
各地区の事務局へご連絡をお願い致します。